

大正前期の岡山県における私設小学校教員養成所
— 師範学校予備科の休止を補完した私設小学校教員養成所 —

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第六一号抜刷）

論文

大正前期の岡山県における

私設小学校教員養成所

— 師範学校予備科の休止を補完した
私設小学校教員養成所 —

Okayama private primary school teacher training
during the early Taisho era: Teacher training
schools which acted as a supplement

遠藤 健 治

一、はじめに

本稿は、戦前日本における師範学校以外の小学校教員養成ルートの解明をめざす先行研究の系譜に連なり、大正前期（主に一九一三年度から一九一九年度）の岡山県における私設小学校教員養成所、すなわち私立学校による小学校教員養成事業の実相に迫ることを課題としている。当該期は、いわゆる「三天臣訓令」が発せられ、岡山県においても緊縮予算の編成が迫られるなか、師範学校が規模を縮小する一方、私設小学校教員養成所が急増した時期として注目される。

さて、私設小学校教員養成所は、一八八六（明治一九）年勅令第一六号「諸学校通則」さらには一八九九（明治三二）年勅令第三五九号「私立学校令」により設置された師範学校入学試験受験や小学校教員検定受験の予備教育を目的とする私立各種学校であった。それらは岡山県において二六校³が設置され、その数は全国的に突出した。これは、同県が私設小学校教員養成所の実相をみるうえで、好個の事例

であることを示唆している。

ところで、近年、こうした私設小学校教員養成所にみられる私立学校による小学校教員養成事業について、小学校教員検定制、とりわけ無試験検定制との関連において言及する諸論稿があらわれている。釜田史⁴、井上恵美子⁴、丸山剛史⁵、笠間賢二⁶による論稿である。そのうち釜田は、無試験検定制が「師範学校とはほとんど関係性が無い教育機関における小学校教員養成を可能にし」⁷、たと指摘し、中等教員無試験検定制における許可学校や指定学校と同様、「小学校教員の無試験検定においても類似のシステムが存在し、私立学校ないし各種学校の修了者を対象とした小学校教員養成が行われていた」⁸との仮説を唱えている。こうした釜田に代表される諸論稿は、これまでほとんど顧みられることのなかった私立学校による小学校教員養成事業に着目する意味において重要である。しかし、釜田がそれらの学校を「小学校教員無試験検定制校」と仮称している。ように、多分に仮説の域にとどまっている。つまり、私設小学校教員養成所といった私立学校による小学校教員養成事業に関する研究は、端緒にいたばかりなのである。

そこで、本稿は、そうした先行研究に多くを学びながら、またその欠を補うため、大正前期の岡山県における私設小学校教員養成所の実相に迫りたい。

二、三大臣訓令により規模を縮小した師範学校

右の課題をみるにあたり、三大臣訓令により規模を縮小した師範学校の様相を確認することからはじめてみよう。岡山県は、同訓令による緊縮予算編成の結果、師範学校予備科などの休止を迫られたのであった。

一九一二（大正元）年九月、第二次西園寺公望内閣は、内務大臣、文部大臣、農商務大臣連署による地方費整理に関する訓令、いわゆる三大臣訓令を発した。これに伴い、岡山県は、緊縮予算の編成を余儀

なくされた。一九一一年（明治四四）年八月、第二次西園寺内閣が成立した。同内閣は、行財政整理を重要政策に掲げた¹⁰。そして、その一環として、日露戦争以降の地方財政の膨張を背景に、教育費の節約、土木費の緊縮、府県事業費の節減、地方費補助の矯弊、地方基金の活用、府県金庫保管金の活用を柱とした三大臣訓令を発した¹¹。これを受け、岡山県は、「過般内務、農商務、文部三大臣ノ訓令カアリマシテ、即チ本予算編成ニ方ツテハ、其ノ訓令ノ主旨ヲ体シテ編成致シマシタ」¹²と、同訓令に沿って一九一三（大正二）年度予算を編成した。こうした緊縮予算の影響をもっとも受けたのは、師範学校であった。それは、師範学校が「地方に於て最多額の経費を要する学校」¹³であったからである。表一は、公学費および師範学校費と、その公学費に占める割合の推移を示している。これによれば、公学費が横ばい、もしくは増加する一方で、師範学校費は一貫して減少し、その占める割合も縮小し続けたことがわかる。これより前、岡山県は、一九〇七（明治四〇）年文部省令第一二二号「師範学校規程」の制定を受け、師範学校制度を全面的に改め、そこに本科第一部、第二部、予備科、講習科を設けていた。しかし、師範学校費の減少に伴い、師範学校予備科を一九一三（大正二）年三月、女子師範学校本科第一部を一九一五（大正四）年三月に休止した。

表1 公学費および師範学校費と、その公学費に占める割合の推移

年度	1913	1914	1915	1916	1917
公学費（円）	399638	407837	403289	422116	430255
師範学校費（円）	93769	87079	83781	80238	77034
割合（%）	23.5	21.4	20.8	19.0	17.9

〔註〕 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

表2 師範学校本科第一部入学者の学習歴（単位：名）

年度	1910	1911	1912
予備科卒業生	119	118	97
高等小学校卒業生	2	0	1
その他	10	2	2
合計	131	120	100

〔註〕 『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度より作成。

の学習歴を示している。これによれば、そのほばすべてが予備科卒業生であったことがわかる。これは、後述するように「修業年限三ヶ年ノ高等小学校卒業ノ程度」¹⁴という師範学校入学試験の程度に匹敵する三年制高等小学校が岡山県において僅少であったことによる。そこで、師範学校入学者を確保するため、予備科の休止をいかに補完するのが喫緊の課題になった。

三、師範学校予備科の休止を補完するために増加した私設小学校教員養成所

では、師範学校予備科の休止は、

表3 私設小学校教員養成所の設置状況

	私設小学校教員養成所名称	養成教員種	所在地	開開設年月	付設（関連）する中等程度の学校（設置順）
1	金川中学教員養成所	尋准	御津郡	1902.4→1919.3	私立金川中学校ほか
2	岡山実科女学校教員養成所	小裁専正	岡山市	1904.5→1920.3	私立岡山実科女学校ほか
3	有漢教員養成所	尋准/小裁専正	上房郡	1904.7→1928.3	公立有漢高等女学校ほか
4	岡山教員養成所	尋本正/尋准	岡山市	1904.10→1918.4	私立中学閑谷巖岡山分巖ほか
5	佐藤和洋裁縫女学校教員養成所	小裁専正	岡山市	1913.3→1932.3	私立佐藤和洋裁縫女学校ほか
6	天城中学教員養成所	尋准	児島郡	1913.4→不明	私立天城中学校
7	養浩教員養成所	尋准	岡山市	1913.4→1918.6まで存続確認	
8	岡山女子教員養成所	尋准	岡山市	1914.4→1919.3まで存続確認	私立清心高等女学校
9	津山高等裁縫学校教員養成所	小裁専正	苫田郡	1915.4→1927.3	私立津山高等裁縫学校ほか
10	平川准教員養成所	尋准	川上郡	1915.4→1916.3	

〔註〕 『山陽新報』各号、『岡山県統計書（岡山県統計年報）』各年度、『岡山市統計年報』各年度、『岡山県学事関係職員録』各年度、岡山県教育史刊行会編『岡山県教育史』下巻、岡山市史編集委員会編『岡山市史（宗教・教育編）』岡山市役所、八〇周年記念誌編集委員会編『臥龍』岡山県立金川高等学校創立八〇周年記念事業推進期成会、1958年、36—38頁、岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念事業実行委員会編『岡山県立金川高等学校創立一二〇周年記念誌』、2004年、296—302頁、就実学園創立一〇〇周年記念事業実行委員会編『就実学園一〇〇年史』、2005年、503—509頁、蛭田禎男『有漢教員養成所』有漢町教育委員会、1985年、88—91頁、ベル学園高等学校編『創立一二〇年のあゆみ 2004』、2004年、210—211頁、清心学園一〇〇年史編集委員会編『清心学園一〇〇年史』清心学園一〇〇周年記念事業委員会、1985年、291頁、599—600頁、創設七五周年記念史編集委員会編『美作学園一〇〇年史』美作学園、1991年、601—602頁、備中町史編集委員会編『備中町史』本編、備中町史刊行委員会、1972年、874頁より作成。

いかに補完されたのか。師範学校制度の整備に伴い明治末期に淘汰されていた¹⁵私設小学校教員養成所が再び増加し、それを補完したのであった。

年度	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
天城中学教員養成所	13.4	-----						
養浩教員養成所	13.4						18.6	
岡山女子教員養成所		14.4						
平川准教員養成所			15.4	16.3				19.3

〔註〕 表3「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図1 尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所の時期的分布



〔註〕 表3「私設小学校教員養成所の設置状況」より作成。

図2 尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所の地域的分布

当該期において、私設小学校教員養成所の新設が相ついだ。表三は、私設小学校教員養成所の設置状況を示している。これによれば、その設置数が一〇校にのぼったことがわかる。そして、そのうちの天城中学教員養成所をはじめとする五校が、新設私設小学校教員養成所であった。

そうした新設私設小学校教員養成所の多くは、尋常小学校准教員の養成をとおし、予備科の休止を補完することを目的としていた。再び表三に目を移すならば、新設私設小学校教員養成所のうち四校が尋常小学校准教員を養成したことがわかる。そして、その目的は、つぎのように報じられた。¹⁶

元来師範学校入学者は、高等小学二ヶ年程度の修業者にして直に受験するの学力に乏しく、去迎三ヶ年の高等小学は県下にも稀にあるのみなれば予備教育の必要を感じるより、各養成所にて十分教育を施し得らるゝとすれば、師範予備科廃止も痛苦を感じざるが如し、

これによれば、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所が予備科に代わり、師範学校入学のための予備教育を担ったことがわかる。

そのため、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所は、予備科休止直後に設置された。図一は、それら私設小学校教員養成所の時期的分布を示している。これによれば、二校が予備科休止直後である一九一三（大正二）年四月に設置されたことがわかる。さらに一九一四（大正三）年四月に一校、一九一五（大正四）年四月に一校が設置された。

また、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所は、予備科の在った岡山市を中心に設置された。図二は、そうした私設小学校教員養成所の地域的分布を示している。これによれば、四校中二校が岡山市に設置されたことがわかる。さらに一校は、岡山市近隣の児島郡に設置された。

四、師範学校入学試験に好成绩をおさめた私設小学校教員養成所

——養浩教員養成所を事例として——

ところで、尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所は、予備科の休止を補完するに際し、どれほどの成果をあげたのか。なかには養浩教員養成所のように「師範学校入学試験合格者の数……特別の好成绩」¹⁷と、師範学校入学試験に好成績をおさめた私設小学校教員養成所もあった。

養浩教員養成所は、一九一三（大正二）年四月に設置された。その経緯は、つぎのように報じられた¹⁸。

岡山県師範学校にては、本年度（一九一二年）……引用者）限り予備科を廃止せるより、岡山市の有志者、跡見三治郎氏外十余名相謀り、養浩教員養成所を設置し、明年度（一九一三年）……引用者）は尋常科准教員養成科を置き准教員を養成すといふ、同科は専ら師範学校入学生のために予備教育を行ふ、

これによれば、養浩教員養成所が他の尋常小学校准教員を養成する新設私設小学校教員養成所と同様、師範学校予備科の休止を補完することを目的として設置されたことがわかる。

もっとも、養浩教員養成所は、中等程度の学校に付設せずにいたことから、困難な経営を強いられたのであろう。再び表三に目を移すならば、同養成所が他のほとんどの私設小学校教員養成所と異なり、中等程度の学校に付設していなかったことがわかる。そのため、その経営基盤は脆弱であったと考えられる。それは、たとえば「同（養浩教員……引用者）養成所は設備の簡素なる」¹⁹といった施設、設備や教員数にあらわれた。表四は、養浩教員養成所教員数の推移を示している。これによれば、同養成所の教員数がつねに五、六名程度にとどまったことがわかる。私設小学校教員養成所によっては、教員数が一〇名程度にのぼっていた²⁰。

表4 養浩教員養成所教員数の推移
(単位:名)

年度	1913	1914	1915	1916	1917
教員数	6	6	6	5	5

〔註〕 『岡山市統計年報』各年度より作成。

そのため、養浩教員養成所の教員数がいかに少数であったのかが確認される。

ただし、養浩教員養成所は、師範学校入学試験に好成績をおさめた。一例として、一九一七（大正六）年度におけるその成績は、つぎのように報じられた²¹。

養浩教員養成所を本年（一九一七年三月……引用者）卒業したるものは四十三名なる、……同養成所を出て岡山県師範学校入学試験を受けたるもの三十五名にして予備試験合格者二十六名、本試験合格者二十一名、

これによれば、同養成所卒業生四三名のうち、本試験合格者、すなわち最終的な男子師範学校本科第一部入学試験の合格者は二名であったことがわかる。これは、同年度の入学者が七八名²²であったことから、その四分の一程度に相当した。さらに入学者の学習歴²³をみるならば、「修業年限三箇年ノ高等小学校卒業者」は三五名、「其他」は四名であったことから、「其他」の約半分が同養成所卒業生であったことが確認される。

五、おわりに

以上、本稿は、大正前期の岡山県を事例として、私設小学校教員養成所の実相に迫ってきた。それは、私立学校による小学校教員養成事業に注目し、戦前日本における師範学校以外の小学校教員養成ルート

の解明に寄与しようとする試みであった。もっとも、本稿は、史料的な制約のため、十分に明らかにできなかった点もある。なかでも、尋常小学校准教員の養成をとおし、師範学校予備科の休止を補完することを目的に新設された私設小学校教員養成所について、ほとんど一次史料を確認することができず、それらの実相に立ち入ることができなかった。

ただし、そうした不十分な点を承知しながらも、本稿が明らかにした点を整理しておこう。まず、三大臣訓令により規模を縮小した師範学校の様相についてである。岡山県は、同訓令が発せられると、緊縮予算の編成を余儀なくされた。そこで、師範学校予備科および女子師範学校本科第一部を休止した。とりわけ予備科の休止は、師範学校が入学者の供給を予備科に依存していたことから、早急にその補充が求められた。

つぎに、予備科の休止を補完した私設小学校教員養成所の設置状況についてである。私設小学校教員養成所は、師範学校制度の整備に伴い、明治末期に減少していた。しかし、右のような師範学校の規模縮小を機として、一転急増した。そうした新設私設小学校教員養成所の多くは、尋常小学校准教員の養成をとおし、予備科の休止を補充することを目的に設置された。

そして、最後に、私設小学校教員養成所の師範学校入学試験における成果についてである。本稿では、右の新設私設小学校教員養成所のうち養浩教員養成所を事例として取り上げた。同養成所は、中等程度の学校に付設しなかったことから、脆弱な経営基盤のうえに置かれたのであろう。そのため、施設、設備の整備や教員の配置に困難が認められた。しかし、その卒業生は、師範学校入学試験に好成績をあげた。

さて、以上の成果をふまえ、今後の課題にも言及しておこう。第一次大戦終結後の岡山県においては、いわゆる「大戦景気」による物価高騰の結果、「小学校教員離れ」の様相が顕著になった。これに伴い、師範学校入学者志願者が減少し、現職教員の転退職も頻繁となった。

また、私設小学校教員養成所も、その多くが撤退した。しかし、なかには存続した私設小学校教員養成所もあった。では、それら私設小学校教員養成所は、いかにして「小学校教員離れ」による存続の危機を回避することができたのか。さらに、県下教員養成にいかなる役割を果たしたのか。今後は、そうした第一次大戦終結後の岡山県における私設小学校教員養成所を事例として、その実相に迫ることにより、私

立学校による小学校教員養成事業という戦前日本における師範学校以外の小学校教員養成ルートのさらなる解明に努めたい。

註

1 三大臣訓令とは、一九二二(大正元)年九月、内務大臣、文部大臣、農商務大臣連署による地方費整理に関する訓令をさす。

2 私設小学校教員養成所の制度的位置づけについては、加島大輔「明治三〇年代における小学校教員養成制度構想——師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向——」(『愛知大学教職課程研究年報』創刊号、二〇一一年)、「明治後期における小学校教員養成所をめぐる法令構想と運用実態」(『愛知大学文学論叢』一五二、二〇一五年)、土方苑子編『各種学校の歴史的研究』(東京大学出版会、二〇〇八年)などを参照した。

3 津山高等裁縫学校教員養成所は、設置当初、苦田郡教育会による公設小学校教員養成所であった。しかし、那郡廃止に伴い、苦津教育会による私設小学校教員養成所へと変更された。そのため、本稿は、これを私設小学校教員養成所として分類した。

4 井上恵美子「小学校教員免許状制度における無試験検定校のルール」(研究代表者丸山剛史『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、課題番号二三五三〇九八四、平成二三年度〜平成二五年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書、二〇一四年)。

5 丸山剛史「静岡県の初等教員養成と初等教員検定——研究ノート——」(同前)。

6 笠間賢二「一九二〇年代半ば以降の小学校教員検定——無試験検定の拡充——」(『宮城教育大紀要』四九、二〇一四年)。

7 釜田史「小学校教員無試験検定制に関する研究——秋田県を事例として——」(『日本教育史学会紀要』四、二〇一四年)一七頁。

8 釜田史「小学校教員無試験検定認定校に関する事例研究——秋田

県の場合——」（前掲註4、『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』）四〇頁。

9 同前。

10 『大阪朝日新聞』一九三一年五月七—九日、神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫所蔵。

11 『大阪毎日新聞』一九二二年一〇月五日、神戸大学付属図書館デジタルアーカイブ新聞記事文庫所蔵。

12 岡山県編『岡山県会史』第四編、一九三九年、七一頁。

13 田所美治「地方費整理に関する三大臣連署の訓令と文政方針」（帝国教育会編『帝国教育』第三六四号、再興第四五号、一九二一年一月一日（帝国教育復刻版刊行委員会編『帝国教育（復刻版）』明治四二年三月—大正四年二月（三二〇—四〇一号）、雄松堂、一九八八年））三七頁所収。

14 『岡山県報』第六号、一九一三年二月一〇日。

15 岡山県は、「師範学校規程」の制定を受け、師範学校制度を整備した。これに伴い、私設小学校教員養成所は、一九二二（明治四五、大正元）年度には実質的に四校に減少していた。

16 『山陽新報』一九一三年三月八日。

17 『山陽新報』一九一四年一月一六日。

18 『山陽新報』一九一三年二月三日。

19 『山陽新報』一九一七年四月五日。

20 一例として、一九二七（大正六）年度における有漢教員養成所の教員数は、一〇名にのぼった（岡山県教育会編『岡山県学事関係職員録』、一九一六年、二三頁）。

21 前掲註19、『山陽新報』一九一七年四月五日。

22 文部大臣官房文書課編『日本帝国文部省第四五年報』下巻、一九一九年、二二四頁。

23 同前。